業務委託仕様書

１　委託業務名

令和８年度 茨城県こどもの権利擁護環境整備事業

２　目的

児童相談所による一時保護や施設入所等措置、並びに一時保護所及び児童養護施設等における生活上の処遇等に対し、当該子どもが意見を表明する機会を保障し、社会的養育の下にある子どもの権利擁護を推進する。

３　委託期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

４　実施体制

統括責任者及び事務担当者（意見表明支援員のシフト決定、面談結果のとりまとめ等を行う者）を配置するなど、必要な体制を取ること。

５　業務内容

（１）施設等における子どもの意見表明支援の実施

下記①の者を、下記②に訪問させ、そこに在籍する子どもの意見表明支援を実施すること。

なお、実施に係る関係機関との日程等の調整も併せて行うものとする。

①　意見聴取、意見表明支援を担当する者（アドボケイト）について

ア　要件

以下の(ｱ)～(ｴ)全てを満たす者を手配すること。

(ｱ) 社会福祉士、心理士、弁護士等の資格を有し、福祉や心理等子どもの意見を傾聴するために必要な一定のスキルを身に付けていること。

(ｲ) 児童相談所や児童福祉施設等において措置児童の処遇決定に関与する立場にないこと。

(ｳ) 外部団体が開催する、こどもアドボカシーに関する研修等を受講し、修了していること。

なお、要件の対象となる研修については、別途県と協議の上定めることとする。

(ｴ) 研修修了後、県による「茨城県こどもアドボケイト」の認定を受けていること。

なお、認定の有効期限は、認定を受けた年度内とする。

イ　参画するアドボケイトの人数　１０人以上

②　訪問先

・　一時保護所（中央児童相談所）、県が指定する一時保護専用施設及び児童養護施設（分園型小規模グループケア施設又は地域小規模児童養護施設を含む。）

・　上記のほか、県が指定する施設等

③　方法

・　１回の訪問当たりアドボケイト２名以上

・　意見聴取時は、子ども１人に対しアドボケイト１人以上（他のアドボケイトの手が空いている場合、聴取に同席するものとする。）

④　対象者

一時保護所、一時保護専用施設及び児童養護施設等に入所中の子ども

⑤　必須聴取事項

ア　子どもの今後の処遇（施設措置等）に関すること

イ　施設における生活に関すること

⑥　実施期間及び実施頻度

実施期間は通年とし、施設ごとの実施頻度は以下のとおりとする。

施設名	施設数	訪問頻度
一時保護所	１か所	週１回程度
一時保護専用施設	４か所程度	月１～２回程度
児童養護施設	12か所程度	年３回程度
児童心理治療施設	１か所	年３回程度
児童自立支援施設	１か所	年３回程度

※　このほか、県の指示又は県と協議の上、必要に応じて訪問・聴取を行う。

⑦　報酬等

アドボケイトに支給する報酬等は、以下のとおりとする。

（１）報酬

ア　社会福祉士、公認心理師、弁護士等　１時間あたり４，０００円

イ　ア以外　１時間あたり２，０００円

（２）施設等訪問に係る旅費

実費

⑧　その他

ア　意見表明支援を行うに当たっては、訪問する施設に合わせて動画や紙媒体の説明資料等を作成の上、対象となる子ども、児童相談所の職員、施設職員等の関係者に本事業を説明すること。

イ　意見表明支援の実施については、対象施設において、原則前日までに面談を希望した子どもを対象とする。

なお、面談希望は施設職員等が確認を行うこととし、前日までに面談希望がなかった場合もアドボケイトは施設を訪問し、当日改めて希望を確認すること。

ウ　委託事業者は、施設へ訪問し意見表明等支援を行った際の活動記録（日時、施設等名、意見表明等支援員の氏名、活動内容等）を作成し、県から求めがあった場合は速やかに提出すること。

エ　子どもが面談の中で５（１）⑤に係る事項、その他重要な事項を表明した場合、子ども本人の了解を得て、児童相談所の担当児童福祉司、一時保護所の指導員、施設の指導員等に内容を伝達の上、必要に応じてその後の児童相談所、施設側の対応状況を確認すること。

オ　総括責任者のもと、各アドボケイトが担当したケースについて振り返りを行う機会を設けること。

（２）児童福祉審議会等による調査審議への参画

上記（１）⑧エまでを実施した結果、下記の基準を基に県（青少年家庭課）が必要と判断した場合、茨城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会（以下、「児童処遇部会」という。）に当該案件を諮り、調査審議及び意見の具申が行われる。

【児童処遇部会で調査審議を行う基準】

①　子ども本人が児童処遇部会における調査審議を希望する場合

②　県が児童処遇部会における調査審議が必要と判断した場合

なお、子ども本人が、処遇等について自ら児童処遇部会へ意見表明を希望する場合、県と連携し、児童処遇部会に出席し、子どもの意見を代弁するなど、必要に応じて意見表明を支援する。

（３）意見表明支援等の報告

①　委託事業者は、アドボケイトの養成人数や子どもへの聴取及び意見表明支援の内容・件数等を取りまとめた月次報告書を実施月の翌月１０日までに県へ提出すること。

②　委託事業者は、委託事業年度の終了した日から２週間以内に、県へ年間の実績報告書を提出すること。

③　報告書は、電子媒体１部（ Word 又は Excel のファイル形式）を作成すること。

（４）アドボケイトの養成及び認定

①　研修の受講

アドボケイト候補者について、以下の研修を受講させ、修了認定を受けること。

なお、その候補者が既に受講済みの場合、改めて受講させる必要はないが、修了認定の写しを提出させ、確認しておくこと。

ア　受講させる講座

別途県と協議の上定めること。

イ　受講させる者及び人数

下記(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)合わせて５人程度

(ｱ) 上記（１）①イに該当する者＝実施に携わるアドボケイトの候補者全員

(ｲ) 自団体に所属する専門職で（ｱ）以外の者

(ｳ) その他県と協議の上、受講を認められた者

② 茨城県こどもアドボケイトの認定

上記①の研修を受講し修了認定を受け、県内の意見表明等支援事業に従事させる者について、下記手順により県から「茨城県こどもアドボケイト」の認定を受けること。

ア 研修を修了したアドボケイト候補者について、別に定める様式を用いて県に推薦する。

イ 認定を受けた者について県から交付された「茨城県こどもアドボケイト認定証」を、当該候補者に配付する。

なお、意見表明支援のため施設等を訪問するときは、当該認定証を携行させること。

６ 事業予算

本業務に係る事業予算は、７，６３９千円以内とする。

７ 事業計画及び事業報告等

（１）事業計画

事業の実施に先立ち、実施体制やスケジュール、事業内容等を記載した事業計画書を委託者に提出すること。

なお、事業計画書に大きく変更が生じた場合は、その都度事業計画書を作成し、委託者に提出すること。

（２）事業報告

意見表明支援員養成研修、意見表明支援等本業務の実施状況について、令和９年３月３１日までに委託者に報告すること。

なお、報告時期や様式等の詳細については、別途委託者と協議の上定めることとする。

８ 留意事項

（１）令和９年度以降も継続して実施することを見据えて事業を推進すること。

（２） 意見表明支援においてアドボケイトは、あくまでマイク（伝達）の役割であり、意見表明を受けたその場で解決しようとしないこと。

（３）改正児童福祉法及び国の調査報告資料等の内容を踏まえて実施すること。

（４）受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

なお、契約終了後においても同様とする。

（５）受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

（６）受託者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称)、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならない。

（７）受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、第三者に業務（本業務により取得した情報を含む。）の引継ぎを行う必要が生じたと委託者が判断した場合には、委託者の指示を仰ぎながら、事前に必要な措置を講じるとともに、第三者に対して円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と委託者の協議によることとする。

（８）その他

ア　委託業務の内容については、最終的に、委託者と受託者が協議し決定する。

イ　受託者による第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。

ウ　業務の遂行に当たり、第三者（茨城県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。

エ　受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28 条に定める全ての権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。

オ　委託業務完了後、委託事業終了の日から起算して３０日以内又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに、完了報告書等の関係書類を提出すること。